

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 農地整備課 | 整理番号 | 2-15 |
|---------------------------|--|-------|------|------|
| 処分の種類 | 土地改良事業の障害物の除去等 | | | |
| 根拠法令条例等 ・条項 | 土地改良法第119条 | | | |
| 処分の概要 | 県営土地改良事業の施行に必要な障害物の除去等 | | | |
| 処分基準 (未設定の場合 はその理由) | <p>未設定（法令等の規定において言い尽くされているため）</p> <p>【参考】土地改良法第119条 県営土地改良事業の施行に係る地域内にある物件を移転、除去し、又は取り壊すことができる。事業の施行の障害となる場合であって、当該移転等が必要やむを得ないものであると認められる場合に限るものとする。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |